

寒川町告示第 37 号

次のとおり電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定による電線共同溝を整備すべき道路として指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 4 月 12 日まで縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 29 日

寒川町長 木 村 俊 雄

指定した道路及びその区間	
道路の種類	町道
路線名	岡田宮山 18 号線
区間	寒川町岡田一丁目 3 番地 2 地先から 寒川町岡田一丁目 8 番地 7 地先まで